第 14 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

１　日　時　　平成26年11月12日（水）午前10時00分～11時55分

２　会　場　　新潟県自治会館201会議室（新潟市中央区新光町４番地１）

３　出席者　　にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、12人出席

４　内　容

・開会　･･･１ページ
・議題１　審議会の運営について　･･･10ページ
・報告１　薬事法改正に伴う「にいがた食の安全・安心条例」の改正　･･･11ページ
・報告２　県民アンケートの結果について　･･･13ページ
・議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について　･･･24 ページ

【司会（事務局　生活衛生課　小松副参事)】

それでは、ただいまから「第 14 回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。

私は、県庁内で食の安全・安心に関する施策を推進するために組織された「食の安全・安心戦略会議」の事務局を務めております福祉保健部生活衛生課の小松と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

審議会の開会にあたりまして、新潟県福祉保健部 副部長の山﨑からごあいさつを申し上げます。

【福祉保健部　山﨑副部長】

おはようございます。

本日、比較的天気が優れているなと思っておりますけど、今日も夕方から非常に悪天候が予想されるということでございまして、日にちがちょうど今日でよかったなと思っております。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

御承知のとおりこの審議会、平成 18 年に条例に基づき設置された機関でございます。

食の安全・安心ということでございますけども、今年、中越地震から 10 年が経過いたしまして、中越地震のときに私、ちょうど糸魚川の保健所に勤務しておりました。

あのときに覚えているのは、糸魚川でもいくつか食中毒の案件がございました。あの当時は保健所が食中毒だと言っても、病原体が検出されなければ、なかなか争った場合に難

しいとか、そういうことが言われている時代でございまして、おそらく今とはだいぶ社会の関心の背景が違ったのではないかなというふうに思っております。

また同じ時期でございますけど、スギヒラタケというきのこ自体は今までもあったのだと思いますが、県内で急性脳症を発症する、原因がおそらくそのきのこだろうと言われておりますが、今のところまだ絶対にこれだという確証は得られていない状況だと聞いております。

そうしたことで、この10年間を見ましても相当いろいろな食の安全・安心を取り巻くエピソードがございます。

近いところでは、昨年の冷凍食品への農薬混入、こういった人為的な事件もございますし、スギヒラタケのような人為的ではないけれども、図らずもという形で取り込んでしまうようなもの、さまざまでございます。

いずれにしてもこういったことに関しましては、危機管理の発想だととらえておりまして、危機管理といいますのはやはり空振りでもいいから、どうしてもきちんとわからなければこちらが公表しないとかそういうふうになりがちであった部分を、発想をまるっきり変えまして、野球に例えれば、空振りはよしとしていただくと、見逃しの三振はダメだよと、そのように言われているのでございます。

そうした危機管理の観点を外さないようにしながら、私ども食の安全・安心というものに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今日はお手元に昨年度まで御検討いただいておりました「にいがた食の安全・安心基本計画」、別添資料の２番、３番ということで付けてございます。

この計画には成果指標を設けてございまして、その成果指標は、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われているかどうか」ということを、県内外の方にお伺いをして、「行われている」と答えてくださる方の割合が県内県外それぞれ半分を超えることを目標としてきたわけですが、一度達成はしましたけども、これが維持できるかどうかと、ちょうど50%前後を上下するあたりでございますので、非常に微妙なところでございます。

そこは私ども、やはり手を抜かずにきちんと続けていくということが大切なのだととらえております。

この基本計画の進捗状況を定例的に確認するということが本日の審議会の主要なテーマになっております。忌憚のない御意見をよろしくお願いしたいと思います。

特に私どもが情報発信を行う場合に、どうしても行政というのは情報発信があまり上手くないところでございますけど、新潟県はその中でも特に下手だということがよく言われます。

皆さま方の忌憚のない御意見と御提案を頂戴しながら、少しでも効果的に情報が県民に伝わるように心懸けて参りたいと思っております。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

【司会】
続きまして、審議会委員の紹介をさせていただきます。
本日は、今年７月の委員改選後、初の顔合わせとなります。
資料３ページの名簿順に御紹介申し上げますので、おそれいりますが、お１人１分程度で自己紹介をしていただきたいと思います。
最初に、新潟県立大学人間生活学部 教授 村山（むらやま）委員、よろしくお願いいたします。

【村山委員】
新潟県立大学の人間生活学部健康栄養学科の村山伸子と申します。よろしくお願いいたします。
私の専門は食生活、栄養、健康づくり、そういったところが専門となっております。
皆さまと一緒にいろいろな意見を交換していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、新潟薬科大学応用生命科学部 教授 浦上（うらかみ）委員、お願いいたします。

【浦上委員】
浦上と申します。
私、大学では食品安全学という研究室をやっております。
先ほど副部長さんがおっしゃっていたような病原体が取れないときにどうやって食中毒だと断定するのかとか、そんなようなことを学生に教えています。
また、どうやって食品の安全を守るかという手法の研究・調査もやっておりまして、日本 HACCP トレーニングセンターという民間団体なのですけど、そういうところでも企業や事業所を相手にして食品安全の手法の普及というようなこともやっています。
ですので食の安全にはいろいろ関わっておりますので、この審議会ではよろしくお願いしたいと思います。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、新潟大学農学部 准教授 城（じょう）委員、よろしくお願いいたします。

【城委員】
新潟大学農学部の城といいます。
私、大学では食べ物のおいしさとか機能性、よりおいしく、より体によく、そういった食品の開発、研究をやっています。
この委員も何回かやっているのですけど、今回の県民アンケートの資料で食の安全性に不安を持っていらっしゃる方が 75%ということで非常に多い。
添加物や農薬などいろいろ問題があるかと思うのですけど、何となく不安に思っていらっしゃる方というのが多いんじゃないかと思います。

大学では食品衛生学として添加物などを扱った講義もやっているのですけど、講義を受ける前の学生さんと受けた後の学生さんとでは、食の安全に関する意識がかなり変わるんですね。そういった点でいうと、知識とか理解の不足、そういったものも不安に思っていらっしゃる要因の大きなものになっていると思いますので、県民の方にいろいろな知識、理解をしていただいて、より多くの方が安全性に不安を持たないような形になっていくといいんじゃないかと思っています。
そういった点でいろいろ協力させていただければよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、上越教育大学 自然・生活教育学系 教授 得丸（とくまる）委員、お願いいたします。

【得丸委員】
得丸です。
私、食物のほうの出身ですが、現在は家庭科教育のほうに所属して研究・教育を進めています。ですので、私からは「教育」という視点で何か御協力できればうれしいなと思っております。よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、公益社団法人新潟県食品衛生協会副会長、新潟県食品衛生指導員連合協議会長 市川（いちかわ）委員、よろしくお願いいたします。

【市川委員】
おはようございます。はじめまして、市川でございます。
私ども、県内 13 保健所ございますが、営業許可をいただいて営業をしている団体の約

19,000 名ほどの会員さんを有しておりまして、その中で食品衛生指導を行っている人員が約 1 割、1,900 名ほどありまして、その団体の長として今 19 年目でございます。

今取り組んでいる事業として大きいのは「食の安心・安全・五つ星事業」ということで、営業者の皆さんに決められた項目を守っていただいた方にはプレートを差し上げているということで、新潟市が 5 年前に発足したものでございますが、昨年から全国展開になりまして、今全国で 22 府県・政令市で取り組んでいただいておりまして、全国で半分程度まで広がってきているような状況でございます。

これ新潟市の発祥でございますので、新潟から発信したものが今、全国展開されているというのが、私どもの団体が今、取り組んでいる最中でございまして、新潟県でも約 5,000 店舗くらいの営業者の皆さんがそのプレートを掲示していただいて、県民の皆さまに食の安全・安心して御利用いただけるお店ですということを今、発信中でございます。

いろんな面で意見を提言していきたいとは思いますが、今回初めてですので、今日はしばらく大人しくしていたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、片山食品株式会社 代表取締役社長、新潟県漬物工業協同組合 理事長 片山（かたやま）委員、お願いいたします。

【片山委員】

片山です。

もう何年か、ずっとこの会に出させていただいております。

食品関連事業者ということで、今回よく読んでみたのですけど、条例の中で我々がすごく責務を負っているんだなあと思って、もうちょっとまじめに物事を考えなければいかんなというふうに思ってきました。

特に毎回同じようなことをいうのですけど、安全と安心がすごく不明確に作られている条例だなと思いまして、安全と安心をしっかり分けていただければ、もっと事業者はしっかりとした意識に変えられるのかなというふうに思いますが、私の力では多分変わらないなというふうに思います。

一つよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、新潟県農業協同組合中央会 常務理事 髙橋（たかはし）委員、お願いいたします。

【髙橋委員】
ＪＡ新潟中央会 常務理事の髙橋でございます。
私もこの会合に何年か出席をさせていただいております。よろしくお願いいたします。
今ほどの片山社長さんほど熱心に勉強していませんが、いろいろと感じたことを話そうと思います。

皆さん御承知のとおり、先週末くらいから農協改革、ＪＡグループの改革ということでいろいろマスコミを賑わしているところでございます。
私たちＪＡグループとして、これからも食と農を基軸にして、地域に根ざした協同組合という立場で自己改革を進めていこうと、そんな内容を発表し、また翌日には西川農林水産大臣にもこの内容を私どもの万歳会長が御報告に上がったというところであります。
特にＪＡ改革の中で、私ども中央会制度の改革についてマスコミにいろいろと出ているようであります。
中央会の制度がこの後どうなろうかということが、政府なり与党との今後の議論ということになろうかと思いますが、いずれにしても、県内25の地域の総合農協の皆さん方が地域でがんばれるということを支援していく立場で私たち中央会はやっていくということは、これからも変わらないというふうに思っております。
もちろん食の安全・安心についても、協力して皆さんと一緒に進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会副会長 丸山（まるやま）委員、お願いいたします。

【丸山委員】
丸山芳子でございます。
うちは稲作専業農家で、野菜もうちで作っています。
「安全・安心」というのは農協とかいろんなところで勉強したり、すごく興味があって、今日は初めてなので、いろいろ勉強なり、御意見を聞かせていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、特定非営利活動法人新潟県消費者協会副会長 川井（かわい）委員、お願いいたします。

【川井委員】
川井厚子と申します。
小千谷市消費者協会の代表も務めております。栄養士です。
この会には何年か参加させていただいておりますが、消費者の立場、生活者の目線での参加をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、新潟県生活協同組合連合会理事 柳田（やなぎだ）委員、お願いいたします。

【柳田委員】
おはようございます。柳田千佳子と申します。
私も長年関わらせていただきながら、生活協同組合の中で、消費者、組合員さんに地域生協で総合生協、コープにいがたの組合員活動も行っておりますので、その中で食の安全、また安心していただけるように、この会の情報提供と、生協の組織の中で食の安全・安心の求めているものとか、食品をどのような形でおいしく食べていけるかとか、農作業の体験などもして食育関係も組合員活動の中で啓蒙活動の一環として行っております。
また、今回もいろいろ御意見を聞かせていただいて、消費者である、生活者である組合員さんのほうへ情報提供していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、一般公募の上原（うえはら）委員、お願いいたします。

【上原委員】
おはようございます。
上越市から参りました上原みゆきと申します。
私はフードコーディネーターまたは唎酒師（ききざけし）として、地域に伝わっております料理であるとか食文化全般について関心を持ち続け、どんな料理がどういうふうに日本酒に合うかなとか、研究を一生懸命続けております。
食の安全・安心ということで、引き続きまた勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
最後に、一般公募 田中（たなか）委員、お願いいたします。

【田中委員】
田中美智代と申します。よろしくお願いいたします。
私は普通の主婦ですので、一般感覚を大事にしながらこの会に参加させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
本日は、現在 12 人の委員から御出席いただいております
皆さまのお話から、改めて食の安全について御理解が深い方々にお集まりいただいたと感じました。

続きまして、本日欠席されている委員を報告させていただきます。
新潟漁業協同組合 代表理事組合長 小田（おだ）委員、
新潟日報社 編集局の橋本（はしもと）委員、
原信ナルスオペレーションサービス株式会社の秋山（あきやま）委員におかれましては、本日欠席となっております。
また、県庁４部局９課で組織する「食の安全・安心戦略会議」の構成員も出席しておりますが、資料４ページに名簿を掲載しておりますので、紹介は省略させていただきます。

おそれいりますが、副部長の山﨑は、この後予定しております業務の都合上、ここで退席させていただきます。

続きまして、本日の審議会の成立について御報告させていただきます。
にいがた食の安全・安心審議会規則第３条第２項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、本日は、委員定数 15 人のうち 12 人の委員から御出席いただいております。
従いまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、この審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でございますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

次に、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第２条の規定により、審議会の「会長」を委員の互選により選出することとなっております。
いかがでしょうか。どなたか適任と思われる方がいらっしゃいましたら、御意見をいただきたいと思います。お願いします。

【川井委員】
平成 18 年の審議会発足時から委員を務められ、また、平成 20 年からは会長を務められており、食の安全について深い見識をお持ちの新潟県立大学の村山先生が会長に適任だと思います。

【司会】
ただいま川井委員から村山委員を推薦する御発言がございましたが、いかがでしょうか。

【各委員】
（拍手）

【司会】
では村山委員から会長に就任していただくということでよろしくお願いいたします。
それでは、村山委員には会長の席に移っていただきたいと思います。
議長についてでありますが、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第３条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、村山会長から議長として進行をお願いいたします。

【村山会長】
ただいま本会長として推薦をいただきました村山でございます。よろしくお願いいたします。
この食の安全・安心というテーマなのですが、この課題は県民の関心が非常に高いテーマで、いろんな県の課題があると思いますけど、その中でも県民の関心が高い課題だと思います。
というのは、先ほど副部長さんからもありましたように、直接命に関わることであったり、直接生活に関わるということ、毎日食べるものということがありますので、誰しもが関わっているテーマということが、大きな要因だと思います。

そうした中で、今年は新計画になりまして２年目ということでございます。前計画は、今日も出席されている委員の方々からも御協力いただく中で、かなり成果が上がったということが見られました。
ということなのですが、今後もその成果をさらに発展、進めていくということが、求められているかなと思っております。目標に向けて改善していくということでございます。
そのためになのですが、この審議会の構成メンバーにもありますように、生産、流通、消費の各段階の食に関わる関係者がそれぞれの立場から御参加いただきまして、十分に話し合う中で、より、この目標を達成していくように審議していくということが求められていると思います。

今日は一般公募の方々もいらっしゃいますけど、いろんな委員が対等の立場で話し合う会ということでございますので、どうぞ気兼ねなくといいますか、皆さん対等の立場で御議論いただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、審議会の規則では、会長に事故あるときなどに職務を代理する「会長代理」をあらかじめ決めなければならないとされています。

私といたしましては、新潟薬科大学の浦上委員に引き続きお願いしたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

【各委員】
（異議なし。）

【村山会長】
ありがとうございます。
それでは、浦上委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。
本日は２つの議題と２つの報告事項を予定しております。
最初に、議題１　審議会の運営について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】
事務局を務めさせていただいております生活衛生課の湯本と申します。
それでは、議題１「審議会の運営について」説明いたします。

別添資料Ｉの１ページを御覧ください。
最初に「基本計画と審議会のこれまでの経過」について説明いたします。
この審議会は、平成 17 年 10 月に制定された「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、平成 18 年６月に発足しました。
18 年度は、条例に基づく「にいがた食の安全・安心基本計画」を新規に作成するという大きな仕事がございましたので、年度中に審議会を４回開催し、19 年３月に基本計画が完成しました。
そして 19 年度からの６年計画として基本計画がスタートしたわけですが、19 年度から 22 年度までの審議会では、この計画の進捗状況を点検いただくことを主な目的として、年１回のペースで審議会を開催してきました。
当初の計画期間が残り２年を切った 23 年度と 24 年度は、計画のそれまでの成果や改定方針について御審議いただくため、年２回開催しました。
さらに 25 年度では計画の改定案を審議会で御審議いただいたうえで計画を改定し、

現行の計画が 28 年度までの４年計画として、改めてスタートしたところです。
お手元の別添資料Ⅱが現行の基本計画となります。

今年度につきましては、改定後の計画の進捗状況を点検いただくことを主な目的として、年１回の開催としたいと考えております。
以上、審議会の運営について説明させていただきました。

【村山会長】
ありがとうございました。
今年度は基本計画の進捗状況を点検するということをメインとして、審議会の開催を年１回としたいとの御説明がございました。
この件について、御質問や御意見、ございますでしょうか。
特にないようでございますが、それでは、新しい委員の方もいらっしゃいますので、昨年度改定されましたこの基本計画につきまして、改定のポイントなどを事務局より簡単に御説明いただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

【事務局（生活衛生課 山内主査)】
生活衛生課の山内と申します。
昨年度の基本計画の改定のポイントでございますけど、重要な施策への重点化を図って計画の実効性を高めようということを目的といたしまして、元々の計画では 20 あった施策を 12 施策に統合するということとともに、新たな施策として「食品の放射能対策」というものを設けまして、合計 13 の施策に再編したところでございます。

また、各施策の達成度を測る取組指標というものを設けているのですけど、取組指標につきましても、元々34 あったもののうち、現状に合わなくなった 16 の指標を廃止するとともに６つの指標を新設して 24 の指標としたところでございます。
廃止した指標の例としては、県内の食中毒罹患率といったものを廃止したり、新設した指標の例としては、飲食店等に対する監視指導回数の年間達成率、こういったものを新たに設けたということで、新たな指標でスタートしたということでございます。以上です。

【村山会長】
はい、ありがとうございました。ただいまの御説明を含めて何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

それでは御質問、御意見等ないようですので、次に移りたいと思います。
報告１ 薬事法改正に伴う「にいがた食の安全・安心条例」の改正について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（生活衛生課 山内主査)】
それでは、薬事法改正に伴う「にいがた食の安全・安心条例」の改正について説明いたします。

別添資料Ｉの３ページを御覧ください。
条例改正の経緯でございますが、平成 25 年 11 月 27 日に「薬事法等の一部を改正する法律」が公布されまして、その１年以内に施行されることになりました。
「にいがた食の安全・安心条例」の中で「薬事法」の法律名を引用しておりまして、改正薬事法と整合するよう条例の改正が必要となりましたので、この９月県議会におきまして条例改正案を提案し、可決されたところでございます。

改正の内容といたしましては、２点の文言修正です。
１点目は、法律名が「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」という名称に変わったことによる文言修正です。法律名が長いため、「医薬品医療機器等法」という略称が付けられています。
２点目の文言修正ですが、「再生医療等製品」というものが新たに定義されたことによる文言修正です。
この「再生医療等製品」といいますのは、ニュース等でよく耳にされます「iPS 細胞」といったような再生医療等に用いる特殊な細胞や遺伝子含有物ということでございます。

資料の４ページを御覧ください。
「にいがた食の安全・安心条例」の改正部分の新旧対照表でございます。
第２条の定義の一部と第 23 条の出荷禁止規定の一部が改正されました。
いずれも文言の修正でございまして、条例の主旨が変わるものではございません。
なお、改正後の条例全文につきましてはこの資料の 16 ページから 19 ページにかけまして掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上、薬事法改正に伴う「にいがた食の安全・安心条例」の改正について説明させていただきました。

【村山会長】
ありがとうございました。
本件は薬事法改正に伴って、使用している文言を修正するために条例を改正したという説明でした。
この件につきまして、御質問あるいは御意見などございますでしょうか。

何か、補足で御意見でも構いませんが、よろしいですか。
それでは、食の安全・安心という面でいうと、この「再生医療等製品」というものは、食品と何か関連といいますでしょうか、今後の見通しなどはあるのでしょうか。

【事務局（生活衛生課 山内主査）】
この「再生医療等製品」というものが食品に実際に関わってくるのかという部分でございますけども、今のところ人間の治療に用いられた例としては、ニュースでもありましたとおり今年９月に目の難病を持つ患者に iPS 細胞の移植手術が施されたというようなニュースがございましたけれども、動物への再生医療等製品の製造販売の申請というものは、今年の 10 月時点で１件もない状況でございます。
今後、動物用再生医療等製品というものが販売されたとしても、治療はかなり高額になると思いますので、私どもが食べる家畜、経済動物である家畜に使用されることは、現状ではなかなか考えにくいのかなというところでございます。
ですので、食品となりうるような家畜に再生医療等製品が使用されるというのは、相当先の話になるのではないかというふうに考えております。

【村山会長】
何か委員のほうから･･･、よろしいですか。
それでは、次に県民アンケートの結果なども出てきますので、そちらをじっくり審議していければと思いますので、次に移りたいと思います。
また、もしこの件で御不明な点がございましたら、事務局の生活衛生課にお問い合わせいただければと思います。
それでは報告２に移ります。県民アンケートの結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（生活衛生課 山内主査）】
それでは報告事項２点目の県民アンケートの結果について御説明いたします。

お手元の別添資料Ⅳ「平成 25 年度第７回県民アンケート調査報告書」と書かれた冊子の２ページを御覧ください。
調査項目は、「食の安全に関する県民意識と食品安全行政に求めること」であります。
調査期間は、昨年 12 月から今年１月にかけた期間でございまして、ちょうど冷凍食品への農薬混入事件で騒がれていた時期と重なります。
調査対象者ですが、新潟県在住の 20 歳以上の男女でございまして、これは住民基本台帳から無作為に抽出されたアンケート調査協力員でございます。
450 人の方にアンケート用紙を郵送し、約 80％の 364 人の方から回答をいただきました。
男女や年代で偏りが生じないように抽出されています。

なお、アンケート結果は新潟県民 230 万人の中の 364 人の意見でございますので、県民全体の意見との間には統計的な誤差がございます。

県民全体の意見は、この調査で得られたパーセンテージのおおむねプラスマイナス 10 ポイントの範囲にあるというくらいの感覚で見ていただけたらと思います。

それではアンケートの４ページを御覧ください。

問１でございますが、普段自宅で料理する頻度を尋ねたものでございます。

１日に１回以上料理するという方が全体の約６割あった一方で、料理はしないという方が約 16%でございました。

５ページを御覧ください。

今のデータを男女別、年代別で比較したデータです。

男女の比較では、１日１回以上料理するという男性が約 33%しかいなかったのに対し、女性では８割以上でございました。

年代の比較では、上の年代のほうが料理頻度が比較的高いというふうな傾向が見られました。

６ページを御覧ください。

問２でございますが、食品の安全性について不安を感じる人の割合でございます。不安を感じる人は、全体の 75%でございました。

続いて７ページを御覧ください。

今のデータを男女別、年代別で比較したデータでございます。男女の比較では、女性のほうが不安を感じる割合が高く、この傾向はほぼ毎年見られます。

続いて８ページを御覧ください。

先ほど不安を感じていると答えた人の具体的な不安要素でございますが、「輸入食品の安全性」が約 76%と最も多く、２位が「食品添加物の使用」、３位が「農薬の残留」という結果でございました。

なお、24 年度に実施したアンケートでは、１位２位は変わらなかったのですけど、３位に放射性物質、４位に農薬残留となっておりまして、今回はアンケート実施時期に冷凍食品への農薬混入事件が発生しておりますが、それが影響して農薬の順位が上昇したのかなと推定しております。

10 ページを御覧ください。

今のデータを３世代で比較すると、輸入食品について上の世代で不安が高く、異物混入について若い世代で不安が比較的高いという結果でございました。この輸入食品と異物混

入の傾向につきましては、ほぼ毎年見られる傾向でございます。

11 ページを御覧ください。

問３、食品を購入する際に重視する表示事項でございますが、「原産地」が約 79%と最も高く、次いで高いのが「価格」、それから「期限表示」という結果でございました。

なお、これら９項目の順位でございますけど、24 年度に実施したアンケートと全く同じ順位でございました。

12 ページを御覧ください。

今のデータを男女で比較しますと、一番上の「原産地」から始まりまして「アレルギー表示」までの９項目すべてで女性のほうが高いという結果でございまして、この傾向も 24 年度アンケートと同じでございました。

それから資料には書かれておりませんけど、問１で紹介した料理頻度がございましたけど、料理頻度で比較した場合でも、料理をよくする人のほうが表示もよく見ているという傾向がございました。

13 ページを御覧ください。

同じく今のデータを３世代で比較すると、20～30 代及び 40～50 代で高いのは「価格」、60～70 代で高いものは「食品添加物」ということでございました。

これらの傾向もほぼ毎年見られます。

14 ページを御覧ください。

問４、普段の食生活で食中毒予防のために心がけていることでございます。

「手洗い」と「十分な加熱」につきましては８割以上の方が意識している一方で、下のほうにある「焼肉の際、生肉をつかむ箸と焼けた肉をつかむ箸を別々にする」ことを意識しているという方は、半数以下にとどまりました。

15 ページを御覧ください。

今のデータを男女で比較しますと、６項目すべてで女性のほうが高いという結果でございました。

料理の頻度で比較した場合でも、料理をよくする人のほうが全体的に食中毒予防の意識が高い傾向がございました。

ただし、焼肉の際の箸の使い分けにつきましては、それほど大きな差はありませんでした。

生肉につきましては、食中毒菌に汚染されている場合があることから、焼肉の際の箸の使い分けは食中毒を防ぐために重要なことでございますが、今回、普段料理をよくしていて食中毒予防の意識が比較的高い層であっても、焼肉のときの箸の使い分けにつきまして

はあまり意識されていないことがうかがえましたので、県では、その重要性についてより一層啓発に努めていきたいと考えております。

続いて 17 ページを御覧ください。

問５、県民が求める情報の内容でございますが、「食中毒の種類や予防法」が 50%と最も高く、次いで「事件や違反の発生情報」、それから「食品添加物」「残留農薬」「食品表示」「放射性物質」、これらも４割を超えていました。

24 年度に実施したアンケートと比較しますと、「放射性物質」が１位から６位に下がりまして、それから残留農薬が６位から４位に浮上したということでございます。

放射性物質につきましては、23 年の事故発生から時間が経過しまして、人々の関心が少し落ち着いてきたのかなと推定されますし、農薬につきましては昨年発生した冷凍食品への農薬混入事件が影響したのかなと推定しています。

21 ページを御覧ください。

問６、行政機関に対する食品関係の相談のしやすさでございますが、これは基本計画の取組指標にもなっています。「気軽に相談できる」と「どちらかといえば気軽に相談できる」を合わせた満足層が約 29%という結果でございました。

22 ページを御覧ください。

今のデータを男女別、年代別で比較したものです。

男女で顕著な差は見られませんでしたが、年代では若い世代のほうが気軽に相談できる割合が低い傾向が見られました。

23 ページを御覧ください。

気軽に相談できないと感じる理由でございますが、「相談窓口を知らない」が約 75%と最も多く、「いろいろ聞かれそうで嫌だ」などといったその他の理由は少数派でございました。

25 ページを御覧ください。

今のデータを３世代で比較したデータでございますが、若い世代のほうが「相談窓口を知らない」という割合が高く、先ほど若い世代のほうが気軽に相談できる割合が低いという傾向がありましたけど、こちらと関連があると思われました。

以上から、気軽に相談できる割合を増やすには、特に若い世代に向けた相談窓口の周知が重要であるということがうかがえました。

最後に別添資料Ⅳ（追加分）と右上に書かれた１枚ものの資料を御覧ください。

今回アンケートに寄せられた自由意見の概要をまとめたものでございます。

回答者の 34%にあたる 122 人もの方から御意見をいただきました。

年代別では、上の世代のほうが、より多くの御意見を書いていただける傾向がございました。

多かった御意見としては、外国産、特に中国産の食品への不安が 30 件と最も多く、その裏返しの意見といたしまして、「国産、地元産への安心、地産地消を望む声」が 26 件と続きました。

また、昨年発生した冷凍食品への農薬混入事件、それから相次ぐホテルなどにおけるメニューの不適切表示事案というものがありましたけど、こちらの影響を受けてか、農薬と偽装表示に関する意見も多かったです。

上から７番目の「県からの情報発信の強化や工夫を望む声」、こちらが 11 件ございましたが、この内訳を下のほうに掲載しました。内容としては、インターネットだけでなく、テレビや紙媒体による発信を望む声が複数寄せられています。

このようにいただいた御意見を踏まえ、より効果的な情報発信に努めて参りたいと考えています。

以上、県民アンケートの結果について説明させていただきました。

【村山会長】

ありがとうございました。

昨年度実施された県民アンケートの結果について御報告いただきました。

御意見あるいは御質問ございましたら、お願いいたします。

はい、城委員お願いします。

【城委員】

やはり情報発信をきちんとすることが大事だとこういったアンケートでわかります。

具体的に、例えば問６で行政機関に対して苦情や相談を気軽にできるかというところで、「相談窓口を知らない」という意見がかなり多いなというのが明らかです。

周知が必要という場合に、どうやって具体的に周知をしていこうと今のところお考えなのか教えていただきたいのですけど。

【村山会長】

はい、お願いします。

【事務局（生活衛生課 山内主査）】

食品に関する苦情などが気軽に相談できると感じる県民の割合が低いという状況、これをどのように伸ばしていくかということでございますけど、ちなみにこの５年のスパンでアンケート結果の状況を見てみますと、特別な対策は講じてこなかったのですけど、５年

の傾向で見ると微増傾向にはあるということでございます。

ということなのですが、「窓口を知らない」ということに対する方策でございますけど、これにつきましては相談窓口の周知を図るということに尽きるわけでございますけど、現状では、「にいがた食の安全インフォメーション」というホームページを設けておりますが、そこで相談窓口として県内13保健所の衛生担当課の一覧をページに掲載していたのですけど、この中で「食品苦情に対応している」という説明文がなかったものですから、そちらのほうを追記させていただきました。

それから相談窓口の案内チラシをこれまでは特段作成・配布ということを積極的にやっていなかったのですけど、今後こういったものを作成して地域機関などに配布して周知を図りたいと考えております。

それから、もし食の安全を脅かすような大事件が発生した場合には、保健所等に電話相談窓口を設けてそれを報道発表して広くお知らせしたいと考えております。ちなみに昨年度の冷凍食品事案ではすぐに相談窓口を保健所等に設けまして、それを報道発表したということもやっております。以上となります。

【村山会長】

はい、得丸委員お願いします。

【得丸委員】

今の関係について、私の立場から反省しておりますが、つまり教育という面で、20代から39歳までというのは大学生も入っているのでしょうか？対象には。

【事務局（生活衛生課 山内主査）】

そうですね、20歳の人から入っています。

【得丸委員】

はい、わかりました。やはり教育というのは非常に大事で、私どもは先生を育てる大学ですので、先生がまた学校の子どもにどう教育するかという視点でも私たちやっぱり責任を感じております。

この結果を見たときに、教育方面でもやはりしなきゃいけないな、特に私、家庭科教育をやっていますので、そういった方面での対策を一緒にやっていければなと思った次第です。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、片山委員。

【片山委員】
問２の「安全性について不安を感じますか」という質問自体が、「安全性って何ですか」というところがあるんですよね。
今、一般に流通している農作物にしても、水産物にしても、すべて国の基準に見合ったものが流通しているはずなのに。
「安全性に不安を感じますか」ということは、「国の基準に対して不安を持っているのですか」という質問をされたのですかということで考えると、次の問いで「不安を感じる内容は何ですか」と言われて、過半数を超えて 54.2%より上のところ（輸入食品の安全性 75.8%、食品添加物の使用 68.9%、農薬の残留 63.0%、放射性物質による汚染 54.2%、食品の表示や宣伝の信ぴょう性 54.2%の上位５位の項目）というのは、すべて「関係している人間が信用できますか。信用していませんよ」という答えですよね。

「輸入食品の安全性」って国の基準がすべて設けられていて、それに合致したものしか入ってこないはずですし、「食品表示・宣伝の信ぴょう性」というのもすべて法律で決められていますから。JAS 法や景表法で決められているわけですよね。
それが基準なのに、50%以上の人がそれに不安を持っているということは、事業者を嘘つきだと見ているということで、これについて、「じゃあ行政は何をするんですか」という話にならないといけないんだろうなというふうに思うのですけど。

ここから下の部分（６位（細菌やウイルスによる食中毒 31.9%）以降の項目）は、不作為によって起きる可能性のあるものについての不安ですよね。故意じゃないですよね。
「食物アレルギー」は入れようと思って入れているわけではないですから完全に不作為の部分だと思いますし、「異物混入」も入れようと思っているわけではない。
50%以上の方たちが不安に思っているものって、すべて作為的なものに対してということですよね。

だからこれは「安全」の問題じゃなくて「安心」の問題なのであって、「安全性」とか「安全」という言葉で表現することは間違いだと思うのですけど。
施策をずっと見たときに思ったのですけど、「安全」と「安心」って必ず両方並んでいるけど、「これは安全です」「これは安心です」ってなんで分けないのかなって思うんですね。

これ関係ない話かもしれませんが、「エコファーマー」のところもそうなのですけど、「エコファーマーを増やします」って言われたら、今の農家の方はすごく不満だと思いますよね。より安心のためにエコファーマーを増やします、じゃあ今作っている普通の米ってダメなの？安全じゃないの？という話ですよね。
「安全」なんですけど、より「安心」のできるものにしましょう、だから「安心」のための施策であって、「安全」のための施策じゃないですよね。農家の人たちに対してすごく

失礼な話だと私は思うのですけど。
　なので「安全」と「安心」をあまりにもごっちゃに使いすぎているので、この答え方も我々事業者に対して「お前たち信用できないぞ」と言っているのだろうなというふうに思います。以上です。

【村山会長】
　得丸委員、お願いします。

【得丸委員】
　私は「安全」と「安心」は、常に合体ではないかと思うのですが。
　分けるとかえって混乱するように感じます。安全だから安心すると。いつもそれは一緒にくっついていくのではないかと思いますけど。

【片山委員】
　安全だから安心するわけではないです。
　だって今日本に流通している食品で、安全じゃないものってないですから。
　というのは、国が決めた基準に則ってすべてのものが消費されているのに、それが安全じゃないということになったら、国の施策自体が間違いになっちゃいますよ。

【得丸委員】
　「信頼度」というふうに言い換えれば。

【片山委員】
　「信頼度」は「安心」です。心の問題です。

【村山会長】
　使い分けたほうがいいんじゃないかということですね。

【片山委員】
　そうじゃないと国の施策自体が成り立たないと思いますけど。

【村山会長】
　はい、浦上委員、お願いします。

【浦上委員】
　私も「安全」と「安心」は別で、「安全」はサイエンス、科学です。「安心」はどちらかというと心理学で、おっしゃったように「信頼」なんですね。

ですから「安全を担保した」と言った人間を信頼できるかどうかなんです。その２つが合わさって初めて安心なんですね。
ですから安全か安全でないかはサイエンスで決めて、「添加物もここまでの量ならいいんだよ」とか「残留農薬もこの ppm までだったら安全です」と国が言うわけですね。

ところが消費者の方々は「それでも恐い」と言うんです。つまり国の言ったことを信頼していない。
例えば、しばらく前に白菜の浅漬けで８人亡くなりましたね。なぜあんなことが起きたかと言えば、私は添加物を入れなかったからだと思っています。保存剤を入れれば８人死なないで済んだんです。

保存剤を入れる危険性は私から言わせればほんのわずかです。まずないと思います。
世界的にもこのくらいの量の保存剤は人体に影響ないということが科学で証明されています。
それよりも、これを使わないことによって O157 みたいなものが殺菌されない危険性のほうがはるかに大きいのに、皆さん、多くの消費者は誤解してらっしゃる。
だから保存剤を入れないものを作ってしまうんですね。

私はあえて買うときに保存剤が入っているほうを買うときがあります。例えばソーセージなんかで「亜硝酸」というものが入っているのですけど、私はボツリヌスという致死性の高い菌を研究していますけど、（ソーセージの）保存剤として亜硝酸が使われているわけですね。それはちょっと発がん性があると言われています。なのでそれを心配して使わないという業者が現れているんですね。私はそっちのほうが恐くて買えないです。

ですから皆さんそれぞれきちんとした教育といいますか知識を持っていただければ、かなり安全と安心が分けられると思うのですけど、それがかなりごっちゃになっているなというのが私も常々感じています。
そのへんのところがこういう会議で、ある程度払拭していければうれしいなというふうに思っています。以上です。

【村山会長】
ありがとうございます。
はい、柳田委員お願いします。

【柳田委員】
今の話ですが、組合員さん達は添加物というと総じて反対と言います。
使わなければ使わないほうがいいという思いのほうが強くて、今片山委員も言われまし

たし、浦上委員も言われたように、国の安全基準というのをやはり信用されていないというか、信用したいのだけど、いろんな違反があったりして報道になると、やっぱりねという感じで、それが頭の中に残っている方が多いように思います。
いろいろ心配だ、心配だと言われる方は、そのような傾向があるんじゃないかなとちょっと感じました。

というのは、先日ちょっと懇談会の中で「国の基準を見直してもらうように生協として発信してほしい」というような声が実際あって、少人数なのですけど、やはりそういうふうに思ってらっしゃる。
なぜそういうふうな言葉が出るのかというと、国の安全基準はこうやって決まっていますというのが、なかなか情報として伝えられていないというか、生協としても伝えてはいるのですけど、書面だけでの伝え方になって、きちんと説明する機会がちょっと薄れてきたかなと。

BSE の発生の頃によく食品安全委員会のほうで、閾値（いきち）と言いますか、基準が決まる方法として、動物実験をして、それの 100 分の 1 ですか、そういう係数をかけて安全基準が決められているというようなことをよく学習会でも聞いていたのですけど、だんだんとこの頃そういう学習が少なくなってきているかなという感じもしました。

消費者はやはり自分の体というよりは、子どもさんに食べさせる部分で、そういう添加物が少ないほうがいいと。
でも添加物って何のために使われているのかという先ほど浦上委員の言われたボツリヌス菌ですか、その危険性を削除するためとか、そういうこともきちんと伝えていきながら、添加物の使い方というのもお互いに学んでいかないといけないのかなと今感じました。
ありがとうございました。

【村山会長】
ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
そうしましたら、この話題についてはいろいろな御意見があると思いますが、特にこの審議会では、国の基準を変えるわけにはいかないので、むしろ今の８ページのところを見ていただきますと、先ほど片山委員から冒頭に御意見ありましたように、県として何ができるかということに話題を集約させていただきたいと思います。
不安を感じているところの上位に上がっているものが、既に国として基準があるものだという中で、県として、どのようにこの不安感を安心に変えていく、そういうことができるかという観点で、生活衛生課のほうで何かコメントございますでしょうか。

【福祉保健部　藤田生活衛生課長】
　生活衛生課長の藤田です。
　今ほどいろいろ御意見がありましたように、「安全」というのは浦上委員が言われたサイエンスということで、いわゆる決まっている部分をきっちりと守っていただく。
　私どもは事業者のほうを指導するという立場でやっているという状況でございます。

　そういった指導がきちんと行われているという部分をいかに消費者の方に理解していただくかというものと、先ほど言われた基準というのはどういうふうな形できちんと決められた基準なのかということを消費者の方に理解していただく。
　そういう取組がきちんと行われれば、消費者の方の安心という部分で出てくるのではないかと。

　先ほど私どもの副部長からのあいさつでありましたように、役所はＰＲが下手くそだと、とりわけ新潟県というのは下手くそだと言われているという状況がございます。
　何とかそのへんをいろいろな手段を使ってＰＲしていくことで、消費者の方に行政の取組自体が信頼されると、信頼イコール安心という部分が出てくるのかなというふうに考えております。

【村山会長】
　ありがとうございました。
　いろんな添加物にしても物質にしてもすごく多様で、全部やることは無理なので、何か県民の関心があることに一つモデルを作るというか、安全の部分と安心の部分の関係が見えるような、あるいはそれぞれの基準なり、指導していることが見えるような、何かモデルを作っていけるといいのかなというふうに感じました。
　それでは、ほかの観点からアンケートについて何か御意見ございますでしょうか。
　はい、柳田委員。

【柳田委員】
　輸入食品の安全性について不安を感じるというのはよく聞こえてきていると思うのですが、それについて、何が不安に感じているのかというような答えが返ってきているものがあったら教えていただきたいと思ったのですけど。

　よく「日本の基準と外国の基準が違うから」というような言い方をされる方もあるのですが、日本に輸入されるものは日本の基準で入っているんだということをいくらお話しても、私たちが説明するだけではなかなか理解が得られないものですから。
　何に不安を感じられているのかというのも、もしそういう聞き方ができていなければ、きっかけを探れたらどうかなと思いました。

【村山会長】
輸入食品の安全性について、その不安の内容ですか。
アンケートの中で何かヒントがありますか？

【事務局（生活衛生課 山内主査）】
いただいた自由意見の元々の文章を読む限りですと、明確な理由が書かれていないんですね。とにかく外国産、特に中国産は不安だ、国産は安心だというふうに。
そういうことがあまり理屈抜きで、かなりの数書かれているというところでございまして、これについてはなかなか根強いものがあるのかなというところがあります。

強いて言えば、例えば中国の大気汚染が最近問題となっておりますけど、大気汚染を食品の安全性へと結びつけて心配だというような御意見があったりとか、やはり報道されているようないろんな面での不安要素につながるようなニュース、そういったものに影響を受けているんじゃないかと見ております。

【村山会長】
はい、それでは次の話題に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。
今のアンケートは、これからの審議事項の計画の進捗状況にも関わってきますので、また進捗状況と関連づけてコメントいただいてもよろしいかと思います。

それでは次の議題に移りたいと思います。にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況についてです。これが本日最も重要な議題になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局から御説明をお願いします。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】
それでは、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について説明いたします。

別添資料Ｉの５ページを御覧ください。
最初に、本計画の期間、目的、成果についてですが、
この計画は「にいがた食の安全・安心条例」に基づき平成 18 年度に策定し、昨年度の計画改定を経て、現行計画の期間は 25 年度から 28 年度までの４年間となっています。
計画の目的は「新潟県における食の安全・安心の推進」としており、ここでいう「食の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と条例の中で定義しています。

計画全体の達成度を測る指標として、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に

行われていると感じる県内外の住民の割合」を成果指標としています。
この指標は、県民及び首都圏住民を対象とした意識調査により毎年把握しています。
具体的には「新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか」という問いに対し、「十分」「ほぼ十分」に行われていると感じる人の割合を指標値としています。

この指標値の動向ですが、計画策定前の 18 年度には県内外とも 42%台だったものが、24 年度時点で県内外とも当初目標の 50%を達成しました。
現行計画の目標値ですが、改定前の 24 年度を基準年として、24 年度値より増加させることを目標としています。
最新の 25 年度値ですが、残念ながら基準年より 2 ポイント程度減少してしまいました。
原因としては、食品表示の信頼に関わる事案、具体的には県外業者による米の産地偽装や飲食店等における不適切なメニュー表示等が相次いで発生したことが減少の一因と推測されます。

次に「2 計画に基づく施策の取組状況」ですが、13 の施策について取り組みました。
各施策の 25 年度状況については、6 ページを御覧ください。
施策ごとに、県の取組、事業名、内容、回数・人数などを一覧にしています。

順番に見ていきたいと思います。
まず「視点 1」として、13 の施策のうち施策 1 から施策 8 までを「安全で安心な食品を提供」するという視点で体系づけています。
「施策 1 安全で安心な農作物等の提供」では、環境保全型農業の推進として、エコファーマーの認定等に取り組みました。
「施策 2 安全で安心な畜産物の提供の推進」では、畜産農場に対する高度な衛生管理手法の導入推進等に取り組みました。

7 ページを御覧ください。
「施策 3 安全で安心な水産物の提供の推進」では、漁業関係者に対する鮮度・衛生管理対策の啓発・指導等に取り組みました。
「施策 4 安全で安心な加工食品の提供の推進」では、飲食店等に対する監視指導や加工食品の検査等に取り組みました。

8 ページを御覧ください。
「施策 5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底」では、これらを使用・販売する事業者に対する指導や流通食品の検査等に取り組みました。

「施策６　食品の放射能対策の推進」では、県内産・県外産のさまざまな食品等の放射性物質検査を実施するとともに、検査結果や検査体制の情報発信に取り組みました。

９ページを御覧ください。
「施策７　食品等の適正な表示の徹底」では、事業者等に対する講習や販売店に対する表示点検等に取り組みました。

10 ページを御覧ください。
「施策８　危機管理体制の整備」では、健康危機事案発生時の迅速かつ的確な調査と情報発信等に取り組みました。

11 ページを御覧ください。
次に「視点２」として、13 の施策のうち後半の施策９から施策 13 までを「食の安全・安心を育む信頼関係を確立」するための施策という視点で体系づけています。
「施策９　県からの情報発信の強化」では、インターネット、マスメディア、講習会等による情報発信に取り組みました。

12 ページを御覧ください。
「施策 10 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進」では、スーパーマーケットの店頭に設置した掲示板による情報発信等に取り組みました。
「施策 11 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進」では、食の安全・安心に関する意見交換会や講演会等に取り組みました。

13 ページを御覧ください。
「施策 12 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進」では、調理師の再教育や本県農林水産業に対する理解を進めるための事業に取り組みました。
最後の「施策 13 食の安全・安心に係る人材の育成」では、公益社団法人新潟県食品衛生協会への支援策として食品衛生指導員への講習に取り組んだり、保健所の食品衛生監視員に対する HACCP の研修等に取り組みました。

次に、資料５ページに戻っていただきたいと思います。
「３　取組指標の進捗状況」について説明いたします。
基本計画では、先ほどの成果指標とは別に、各施策の達成度の目安として 24 の取組指標を設定しています。
これらの 25 年度時点の状況ですが、
28 年度目標値を既に達成したものが６指標、
基準年である 24 年度の値から増加したものが５指標、

基準年から横ばいのものが５指標、
基準年から減少してしまったものが８指標という結果でした。

各指標の状況については、14 ページを御覧ください。
文字が細かくて申し訳ありません。一番上に先ほど申し上げた成果指標を記載し、その下に 24 の取組指標を記載しています。
指標ごとに、計画策定前の 18 年度値、「基準年」である 24 年度値、最新の 25 年度値、28 年度目標値、進捗状況などを一覧にしております。

例えば、指標 No.１「特別栽培農産物等面積」を御覧いただきますと、当初 18 年度は約 16,000ha だったものが、改定前の 24 年度には約 76,000ha まで増加し、最新の 25 年度には約 78,000ha までさらに増加しています。基準年である 24 年度に比べて 25 年度が増加しているので、進捗状況欄の記号が上向き矢印になっています。
以降、No.２「エコファーマー累積新規認定件数」から 15 ページ下の No.24「農薬管理指導士認定者数」まで続きます。

ここで指標値の訂正について説明させていただきます。
No.５「高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数」の指標を御覧ください。
これは海水を滅菌する装置等を整備した漁港の荷捌き所が該当するものですが、昨年度に計画を改定した際は、24 年度値を 11 箇所、28 年度目標値を 12 箇所としていました。
しかしながら、今年度に入って県内の漁港の状況を詳細に調査したところ、県への報告対象となっていない事業により過去に整備された施設がほかに４箇所あることが判明したため、今回お示ししている資料では、その４箇所をプラスし、24 年度値を 15 箇所、28 年度目標値を 16 箇所とさせていただきました。
今後は指標値の元となるデータの収集にあたっては、細心の注意を払って参りたいと思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。
この数値の訂正について御了承いただけるようでありましたら、別添資料Ⅱとしてお配りしている基本計画本文のほうも、後日訂正させていただきたいと思います。
指標値の訂正については以上となります。

このほか、基準年から減少してしまった指標のうち、No.11「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」と No.12「県ホームページ『にいがた食の安全インフォメーション』年間閲覧数」について、状況を説明させていただきます。
この一覧では 23 年度以前の数値を掲載しておりませんが、２つの指標とも 23 年度に急増し、24 年度以降減少に転じています。

これは 23 年３月に発生した福島第一原発事故を受けて県が重点的に取り組んでいる食品の放射性物質検査の情報に人々の関心が集まり、23 年度は指標値が急増したものの、24 年度以降は関心が少し落ち着いてきたことが減少の一因ではないかと推定しています。

放射性物質に限らず、例えば冷凍食品への農薬混入事件の際も、関連情報をホームページに掲載すると一時的な閲覧数の増加が見られました。

このように、大事件の発生に応じて関連情報を積極的に発信することが指標値の増加につながると考えていますが、事件がなくても、普段からより多くの住民に情報を伝達できるよう、情報発信の工夫に取り組んでいます。

新たな取組として、ホームページアクセス者を対象とした新潟県産食品のプレゼント企画やツイッターによる情報発信を試行しているところです。

また、これまでも新聞やテレビ等のマスメディアを活用した情報発信に取り組んできたところですが、限られた予算の中で少しでも頻度を増やせるよう努めていくとともに、これまであまり力を入れてこなかったラジオによる発信も視野に入れて拡充に努めて参りたいと考えています。

これらの取組の進捗状況については、次回以降の審議会で御報告できればと考えております。

以上、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について説明させていただきました。

【村山会長】

ありがとうございました。

基本計画の 25 年度までの進捗状況について御報告いただきました。

なお、この計画は 25 年度から 28 年度までの予定になっておりますので、今年を入れなければ、あと２年あるということでございますので、それに向けた御意見をいただければと思います。

最初に、指標値、目標値の訂正がございましたので、この件につきまして審議をしたいと思います。

別添資料Ｉの 14 ページを御覧ください。

指標 No.５「高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数」ということですが、計画改定時に把握できていなかった４箇所があったということがわかりまして、今回プラスをしたということで数値を訂正したいということでございます。

この件につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特になければよろしいでしょうか。御承認いただけますでしょうか。
はい、ありがとうございます。
それでは承認されましたので、本文のほうも訂正よろしくお願いいたします。

それではその他の計画の進捗状況、取組内容につきまして、自由に御意見をいただければと思います。もっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、このへんはどうなんだという御質問でも構いませんし、さらに改善の御提案がいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。
はい、得丸委員。

【得丸委員】
すみません。小さなことで確認させてください。
最後の No.24 ですが、この「農薬管理指導士認定者数」というのは、その年に認定した人数でしょうか？それとも過去年度も含めて現状の人数なんでしょうか？

【村山会長】
事務局よりお願いします。

【農林水産部　農産園芸課 小池課長補佐】
農林水産部農産園芸課の課長補佐の小池と申します。
今のお問い合わせですけど、農薬管理指導士の認定者数につきましては、過年度からの累計値ということで、その時点の数ということになります。

【得丸委員】
わかりました。

【村山会長】
ほかにいかがでしょうか。御自由に気が付いたところをどうぞ。
では、先に髙橋委員お願いします。

【髙橋委員】
前段の安全・安心ということに関しての皆さん方の御議論を伺っていて、私なりに考えたことを発言させてください。もちろん当たり前のことなのかもしれませんが。
先生おっしゃったように安全というのは正にサイエンスということで、かつ、それが法制度として担保されるということが安全ということなのでしょうし、それを食べる側がきちんと理解をするということが、心の上での安心につながるということなのだろうということを私なりにもう一度整理しました。

もしそれで間違いないとすれば、県からの情報発信の強化ということで、こういう資料も含めて、計画というのは改定という手続きがいるので別でしょうけど、県からの情報発信の中でサイエンスとして間違いない数値のもの、それから法制度としてそういうことがきちんと取り組まれているということを情報発信の中でまた努力いただくということ。

ただ、全体としての表現の仕方で言うと、例えば私たちＪＡグループの中でも、新規に就農される方がいたときにエコファーマー、もちろん科学と制度としての安全、当たり前のことなのですけど、繰り返し、繰り返しそのことをきちんと皆さんに理解をしてもらう、伝えていく、そのことがやっぱり必要なのだと思いますので、表現からすると片山社長さんから先ほど御意見ありましたけれど、やっぱり「安全・安心」というふうに一般的には使っていくということになるのかなと思っておりました。

私どもも自分たちがＪＡの皆さんを対象に新任の担当者だったり、あるいはエコファーマーを増やしていくというような取組を県の方と一緒にするということにしても、やはり「安全・安心」という表現というのは、やはりそれしかないかなと、そんなふうに感じるので、その前段のところをもっと県のほうから工夫してもらうということでしかないのかなと、そんなふうに思いますので、また皆さんがどんな御意見をお持ちか伺ってみたいと思います。

【村山会長】
ありがとうございました。浦上委員、お願いします。

【浦上委員】
施策 13 の４番目ですか、食品衛生監視員の HACCP 研修というところに私専門ですので興味があるのですが。
県の方はご存じかと思うのですけど、食品事業者に対する管理運営基準というのが変わりまして、HACCP を導入するやり方で管理してもいいんだよと、それでも認めますよという形に二本立てになりました。
以前からある普通の管理運営基準に、それよりもちょっと高度な HACCP を使ってもいいんだよというふうになったのですけど、国のほうはこれを条例化しなさいという指導がいっているかと思うのですが、これに対してどうやられるつもりなのか。

それと実際問題 HACCP をやっているかどうか、きちんとまわっているかどうかのチェックは相当手間ひまがかかるので、そうなってくると、それがわかる人を育成する必要が出てくるのかなと思うのですけど、そのへんについて、どういう予定になってらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思うのですが。

【村山会長】
事務局よりお願いします。

【福祉保健部　生活衛生課 山内主査】
今ほど浦上委員からの御質問ですが、厚生労働省が「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」というものを策定しているのですけど、その指針を今年５月に改正いたしまして、今までの普通の基準とは別に HACCP の基準をそこに盛り込んだということで、これについて各都道府県等で条例化されることが望ましいというような通知が今年の５月に出たところでございます。

それに対する新潟県の対応ということでございますけど、県といたしましては、食品の衛生管理手法の今や国際標準となっております HACCP を新潟県内に普及させることは重要なことと考えておりまして、そのために今回厚労省が示した指針の改正を当県の条例に盛り込むことが有効なのかどうかについて現在検討している段階でございます。
なお、今回の厚労省による指針改正を受けまして、47 都道府県中８つ程度の県が今年の 12 月議会で条例を改正して HACCP の基準を盛り込みたいということで聞いております。その他の都道府県では来年の２月の議会での改正を目指すか、あるいは改正の有無を含めて未定というふうに聞いております。

それから、事業者が HACCP を導入して、それを行政として適切に助言なり指導なりできる体制をどのように整えるかというところでございますけど、こちら取組指標の 23 番の「食品衛生監視員の HACCP 研修受講率」という指標にもしてございますけど、こちらは保健所などに所属する食品衛生監視員が事業者に適切に HACCP の導入について助言できるように、延べ３日間のカリキュラムで研修をやっていると、その研修を受けた職員の受講率ということでございます。

こちらのカリキュラムは、HACCP の理論を学ぶほかに、実際に食品の工場に入らせてもらって、そこで作っている製品について、HACCP に基づく危害分析とか CCP の決定ですとか、ちょっと HACCP の専門用語になって申し訳ないのですけど、そういった HACCP のプランを実際に作ってみるという研修で、また、できあがったプランを発表して職員の間で討論するというような、最後には修了試験もあるというような３日間の研修となっておりまして、こういった研修を受けて、事業者に導入の助言ができるようなトレーニングをしているというところでございます。以上です。

【村山会長】
ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【浦上委員】
ありがとうございます。
先ほど「国際標準」と言われたようにこの HACCP というものは、ある意味では安全の「見える化」だと思うんですね。要するに自分は「しっかりやっています」と言うのを「あなたが言っているだけじゃない」と言われないように、外の目から見てチェックしてもらう。
これが世界的になってきちゃったものですから、やってないのは日本だけになっちゃったんですね。日本は食品輸出しないからやらないでいいんです。
ところが輸出しなきゃいけない中国だとか東南アジアは必死になってやっています。そうでないとアメリカが買ってくれないですから。
それが、日本がおそらく TPP と東京オリンピックのおかげでやらざるを得なくなったんじゃないかなと私は思っているのですけど。

「新潟から来ました」と言うと、「食べ物おいしいですよね」ってほかの県でよく言われるんですね。
ですので、ある意味新潟は食品の輸出県ですので、安全の「見える化」というのを進めていって、「うまいだけじゃないんだよ」というところをぜひやっていただきたいなというのを県にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【村山会長】
ありがとうございます。はい、得丸委員お願いします。

【得丸委員】
先ほどの私が 24 番の質問をした続きになるのですが、「農薬管理指導士」という役目を私存じてないので、どういうことをしているのか。
例えば農業をする人に農薬の管理だけをしているのか、使い方を含んだ管理なのかということもわからないのですが。
それで見ると、25 年度は数値が前年度から 1,500 人くらい非常に下がっていて、しかも 28 年度の目標値が 4,300 人と、24 年度よりも低い数値に設定しているのですが、これはどういう視点からかなと思いました。
それと関連して、アンケートの自由意見のところで、農薬への不安が上位３位で非常に高い割合になっている。
これと何か矛盾しているような感じがするのですが、そのへんはいかがでしょうか。

【村山会長】
関係課、お願いします。

【農林水産部 農産園芸課 小池課長補佐】
農薬管理指導士に関するお問い合わせですけど、どういったようなことをするかというと、農薬の販売者ですとか、農家、ゴルフ場の農薬散布作業者等の農薬使用者に対する農薬の使用に関する指導、あとは農薬の特性を踏まえた使用基準に基づく農薬の適正使用を自ら行う場合もありますし、指導するというふうな形になります。

この農薬管理指導士につきましては、農薬の取扱いについて一定の水準の知識を有しているということで知事が認定する制度を設けてございます。
認定を受けますためには、農薬や防除の知識に関する試験を受けていただいております。
認定期間は３年となっておりまして、認定期間が満了して、なお継続される場合につきましては、更新研修を受けていただく必要がございます。

また、職場の必要で取得される方がかなり多いということで、退職ですとか職を変えられたというときに認定が不要となったという場合には、返還を申し出ていただいて、認定を取り消すというような形の制度になっているのですけど、不要となった場合の申出が徹底されていないという状況が見受けられましたので、25 年度に周知を徹底しまして事務の適正化を図ったという事情がございまして、そうしたところ、既に退職なり転職されている方からの申出が非常に多くございまして、その結果、かなりの数が減少したというような状況になっております。

県といたしましては、農薬管理指導士につきましては、現場において農薬の適正使用やその指導を行っていただくという義務を負っていらっしゃいますので、非常に重要と考えております。
そのため、最近ですとホームセンターなどで農薬が販売されておりますし、無人ヘリでの航空防除もかなり防除面積が増えているような実態がございますので、そういったホームセンターの従業員ですとか、無人防除ヘリのオペレーターなど、より多くの方に認定を受けていただきたいと考えておりまして、まず制度周知を図るなどして、農薬の使用実態に即して農薬管理指導士が確保されるよう努めて参りたいと考えております。

【村山会長】
はい、よろしいでしょうか。

【得丸委員】
よろしくお願いします。

【村山会長】

たしかにホームセンターなど販売者へのアプローチというのは、けっこう斬新でおもしろいかと思いました。よろしくお願いします。
ほかに･･･上原委員お願いします。

【上原委員】
７番の適正な表示の徹底の 16 番の「食品表示ウォッチャーによる調査店舗数」についてなのですが、お尋ねしたいと思います。
この春から私も食品表示ウォッチャーとして活動させていただいておりまして、たしか４月だったか最初に説明会が新潟市で行われたときに、この店舗数の目標のようなことについては、ちょっと私電車の時間の都合でほんの少し早く帰ったので、その後に説明があったかもしれないのですが。
説明会などで「これだけの店舗を調べたいので、できるだけ満遍なく多くの店舗にあたってほしい」というような御説明が県からあれば、案外と簡単にこの目標は達成できるのかなというふうに思いました。

極端なことを申しますと、私の住んでいるところにそれほど店舗の数が多くなくて、振興局に電話をしてお尋ねしたのですが、ある１店、２店を年間通して定点観測と言いましょうか、ずっとその店を調べてもよいのでしょうかとお聞きしましたら、「それでも構いません」とおっしゃってくださったのですが、そんなときに「できるだけ多くの店舗を見てください」という助言があれば、また違っていた。
私は実際いろんなところを回ってはいるのですが、案外と簡単にこの数だったら目標を達成できるのではないかというふうに感じました。
最初の説明会で説明があったとしたら、今の発言が変になってしまうのですけど、お願いします。

【村山会長】
担当課からお願いします。

【農林水産部　福原食品・流通課長】
農林水産部 食品・流通課長の福原と申します。
上原委員におかれましては、ウォッチャーのほうも取り組みくださいまして、本当にありがとうございます。

ウォッチャーにつきましては、委員御指摘のとおり、年度当初に研修会を開いて制度や今後の取組等を説明しているところでございます。
25 年度は 100 名ということで設置させていただいているところでございます。
最低限１人月１回、計 12 回御報告いただくということで、品目等もある程度お示しして

取り組んでいただいているところでございますし、さらにそれ以上できる方にはお願いするということで、年度当初にお願いしているところでございます。

ただ今回25年度減っているというのは、100名委嘱したのですけど、いろんな御都合等もございまして、年度途中で辞退されている方等がいらっしゃった、あるいは途中からなかなか月1回最低ペースで御報告いただけない方等がいらっしゃったということがありまして、25年度若干減らしているというところでございます。

26年度におきましては、年度途中の補充等、適切な指導等を徹底するとともに、食品表示ウォッチャー制度は県による点検調査を補完する消費者視点のウォッチということになりますので、非常に重要な制度ということで、26年度から10名増員して110名体制で取り組んでいるところでございますので、引き続き計画等に従って取り組みいただければありがたいと考えております。

【村山会長】
県の中のいろんな部署が関連している計画ですので、ぜひこういう研修会、説明会においても、この食の安全・安心の計画も概要版でけっこうですので配布するなどして、県の各課一丸となって計画を推進していただければと思います。
はい、どうぞ。

【農林水産部　福原食品・流通課長】
当課はJAS法を所管しておりますけど、この研修会におきましては、消費者行政課あるいは国の関係機関も来ていただきまして、JAS法だけではなく、トータルでの説明をしたうえで取り組んでおりますので、関係機関との連携も一体的にやっております。
この計画についてもお配りしたうえで説明していきますので、御了承いただきたいと思います。

【村山会長】
よろしくお願いいたします。
いろんな研修会で概要版などを配ったり、計画について周知していくことも重要だと思いますので、よろしくお願いします。
はい、川井委員お願いします。

【川井委員】
１番の「安全で安心な農作物等の提供の推進」ということは誰もが望んでいることで、消費者にとっては大変進めていただきたい一番のことかと思います。
先ほどから出ています「安心」と「安全」の部分なのですけど、例えばお米にしたら、

50 年くらい前ですね、私が子どもの頃というのはたくさん収量が取れるお米がいいお米という時代だったと思うのです。
　それから品質がいい、おいしいお米がほしいと消費者が望みましたので、品種改良が進んでおいしいお米が食べられるようになって、それから今度は安全なお米が食べたいというふうに消費者のほうも価値観が変わってくるわけですよね。

　それで、先ほど片山委員のほうからもお話がありましたけど、農薬や化学肥料を低減した、環境にも配慮した、そういう農産物を作ることを目指しているというふうになったとき、じゃあ今までどおりに農薬をまいて、化学肥料をまいているお米は安全じゃないのかと思って、私も「安全なお米がほしい」と農家の方に言ったら「安全ですよ」って言われるわけです。

　だけどこういうふうに施策を進めていく中で、「より安全なものができるのかな」と消費者は思っちゃうわけですよね。
　こういうふうに農薬や化学肥料を低減する方法で取り組みますとか、特別栽培米ですとか、そうするとそっちのほうがお値段も高いですから、そちらのほうが安全なのかなというふうに、そして安心を買えるのかなというふうに感じると思うんですよね。

　農家の方から「新潟県のお米は絶対に安全ですよ」って言われました。
　こんなことしなくてもというか、こういうふうに銘打たなくても絶対安全ですよと言われているのですけど、こういうふうに目標を立てられると、こちらのほうがやっぱりより安全で、お金を出した分、安心も買えるのかなというふうに受け取られると思うんですよね。
　もちろんそういうふうになっているんじゃないかなと思うのですけど。
　そのへんはちょっと素人考えなのですけど。

【村山会長】
　県の担当部署から、その点について説明がございますでしょうか。
　それでは、浦上委員お願いします。

【浦上委員】
　おっしゃるとおりで、あるレベル以下まで、例えば残留農薬などを抑えてしまえば、多少残っていても人体には影響ないというのが世界的な合意です。
　これでも危ないんだ、危ないんだという人はいるのですけど、そういう人たちはデータを持っていません。「何で危ないって言えるのですか」と言ったときに答えがないんです。「何となくそう思うんです」くらいなんですね。

ですから食品安全の世界では、「無農薬」だとかというのは、宗教の一種だというふうにとらえられています。
宗教によっては特定の食べ物を食べちゃいけない。あれと同じくくりで無農薬の人たちに対して対応しましょうということをやっています。

ですから宗教上の理由で禁じられている食べ物が毒なわけじゃないのと同じように、お米もあるレベルまで農薬を抑えてしまえば、わずかに残っている分は気にしないでもいいというのが、世界的なコンセンサスですので、おっしゃるとおり、なお減らせば安全だ、安全だと言ってしまうと、これははっきり言って、私から見れば常識に反する。やらないほうがいい、やっちゃ困ることだとすら思います。

ですのでおっしゃるとおり、「安全」と「安心」を分けないと、消費者が誤解して無農薬に突っ走る方が私は恐いかなと。

場合によっては植物も馬鹿じゃありませんので、虫がたかると自然に自分で農薬の成分みたいなものを内側で作るんですね。ですので、農薬を使ったほうがある意味では、いや、この言い方はちょっと悪いですか。

ですからあまり無農薬にこだわりすぎると、決していいことばかりではないと。
必ず、こっちを取ればこっちが取れないというトレードオフというのがある。
農薬を増やせば、それだけ安くいいものが採れるわけですよね。当然、あんまり多いと、本当にいっぱい残ってしまうと危険になってくる。
だけど、なくしたからといって生産力が減っていいのかということになりますし、味も落ちるかもしれません。
ですから、そういうバランスをとってどこをとるかという議論をしっかりしないといけないのだろうと思います。
そのときに「少なければいい」という考え方は、やはりちょっとずれているなと私は思います。ちょっと長くなりました。

【村山会長】
では担当課からお願いします。

【農林水産部 農産園芸課 小池課長補佐】
ちょっと正解が言えるかどうかわからないのですけど、特別栽培とかエコファーマーの関係につきましては、生産現場での環境保全という側面も担っているというふうに認識しております。
環境に負荷をかけないということで、生物多様性の維持とか、そういった自然環境に配

慮している側面も有しておりますし、それに取り組むことによって新潟県全体のクリーンなイメージに寄与するのではないかなというふうに思います。
　そのほかに委員がおっしゃるとおり、生産者の立場で言えば、特別栽培等をやることによって販売力が向上するというような側面はたしかにあるというふうに考えております。

【村山会長】
　では、お願いします。

【農林水産部 農業総務課 牛腸政策室長】
　農林水産部 農業総務課政策室におります牛腸と申します。
　今ほど御指摘いただきました中で、別添資料Ｉの６ページ、上の方の表の２行目に「農薬や化学肥料を低減するための技術開発」という項目がございます。

　県の農業関係の研究に関わると部署におりますので、一言説明させていただきます。
　この技術開発の状況なのですけど、食品として今生産されているものは基準をクリアしているということで理解しているわけですけど、よりその質を高める、あるいは環境に負荷をかけないという観点で、例えば農薬を使うにしても、まくべきなのか、まかなくてもいいのかというその見極めをより良くするための研究開発をしているということでございまして、一方的に低減するだけということではありません。
　ちょっと言葉が足りないのかもしれませんけど、質を高めるための技術開発に携わっているということでございますので、御理解いただければと思います。

【村山会長】
　はい、ありがとうございます。
　さまざまな御意見の中で理解が深まってきたと思いますが、最後にお一人、時間の関係がありますので、得丸委員。

【得丸委員】
　日本人と大まかに言うとおかしいのですけど、科学、数字信仰というものもありまして、「フードファディズム」のことからも非常に大事な視点かなと思っておりますので、専門家からきちんとした情報発信というのも、これからいるのではないか。
　あまり科学信仰、数字信仰に陥らないように、また科学者、研究者もきちんと指導していただけるようにお願いしたい。

【村山会長】
　はい、ありがとうございました。
　では、最後の最後で片山委員。

【片山委員】
今、農薬と環境問題というところでお話しされたのですけど、これも農薬を使うと環境を壊すということを前提にして行政は語っているんですね。
だったら初めから農薬を使わないように基準を決めればいいんですよ。
決めなくて「減農薬にしなさい。そのほうが環境にいいんですから」と。
今の言い方からいくと、じゃあこっちで使っている人は、農薬バンバン使っていて、環境を壊しているっていう話になっちゃうんですね。

すごくそれ農家の方に対して失礼ですよ。
こっちでちゃんと作っている人たちが「あなたたちは農薬を使って環境破壊しているんだよ」って言っているんですよ。そうですよね。
「環境のために農薬を減らすんです」って言うんだったら、農薬を初めから使わないように基準を決めて、環境を守れと言えばいいんです。
それなのに、そう言わずに、「この人たちは環境を守っているいい人たちですよ」って言ったら、こっちは悪い人になっちゃう。
ということで、ちょっときついことを言いました。すみません。

【村山会長】
では、この議論はなかなか尽きないと思いますので、今後また引き続き検討いただければと思います。
それでは時間になりましたので、まだ御意見、御質問等あるかと思いますけど、御不明な点などありましたら、事務局の生活衛生課にお問い合わせいただければと思います。

今日は安全と安心についての議論、その他さまざまな観点からの御意見をいただきまして、活発な議論をいただきましてありがとうございました。
事務局には本日の意見を踏まえて計画を進めていただきたいと思います。
あと２年で目標を達成しなければいけませんので、引き続き皆さんも一緒に進めていければと思います。

本日予定していた議題は以上ですけど、そのほか何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（生活衛生課 山内主査）】
特にございません。

【村山会長】
それではこれで議長の任を終了させていただきたいと思います。
長時間にわたり議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

【司会】
村山会長、大変ありがとうございました。
委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたり熱心に御審議いただき大変ありがとうございました。

県といたしましては、本日の審議内容を踏まえて、ここに参加している食の安全・安心戦略会議の各課を中心に、全庁をあげて、食の安全・安心の確保に努めて参りたいと存じます。
今日も議論が尽きないところもあったかと思いますので、今後も何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局まで御意見等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、「第 14 回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会させていただきます。
本日は大変ありがとうございました。